

追加議員案第 1 号

さくら市議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の
制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及びさくら市議会
会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。

提出者 さくら市議会議会運営委員会
委員長 永井孝叔

賛成者 さくら市議会議会運営委員会
副委員長 石原孝明

賛成者 さくら市議会議会運営委員会
委員 櫻井秀美

賛成者 さくら市議会議会運営委員会
委員 渋井康男

賛成者 さくら市議会議会運営委員会
委員 角田憲治

賛成者 さくら市議会議会運営委員会
委員 矢澤功

追加議員案第 1 号

さくら市議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の制定について

さくら市議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 8 日 提出

さくら市議会議員 永井孝叔

さくら市条例第 号

さくら市議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 43 号。以下「議員報酬条例」という。）第 1 条の規定により市議会の議長、副議長及び議員が受ける議員報酬の月額（以下単に「議員報酬の月額」という。）の減額の特例について定めるものとする。

(市議会議員の議員報酬の月額の特例)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 2 年 8 月 31 日までの間においては、市議会の議長、副議長及び議員の受ける議員報酬については、議員報酬の月額から、議員報酬の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減ずる。

2 前項の規定により議員報酬について減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第 1 項の規定は、議員報酬条例第 5 条第 2 項に規定する基準日現在の議員報酬の月額の額の算定には、適用しない。

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市議会の議長、副議長及び議員が協議して定める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

【提案理由】

追加議員案第1号は、さくら市議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の制定についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、現下の厳しい経済状況を鑑み、議員の報酬の削減措置を講じるため、条例の制定をするものであります。